

第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

1 日時

令和6年4月22日(月) 午前10時から正午まで

2 場所

宮崎県防災庁舎 防74、75号室

3 出席者

(1) 委員(18名出席)

多良真知子委員、伊東泰彦委員、宮本朝美委員、金澤由紀子委員、上野武志委員
守田和彦委員、仲本裕子委員、三輪正憲委員、日高圭一委員、才名園栄津子委員
小侍祐一委員、安影亜紀委員、今西秀人委員、立元真委員、長友美紀委員
於田広信委員、福島梓委員、永迫美紀委員

(2) 事務局

教育次長(教育振興)
義務教育課長、義務教育課課長補佐
義務教育課主幹(義務教育・学力向上第一、第二担当)
義務教育課副主幹(義務教育・学力向上第一担当)
義務教育課指導主事(義務教育・学力向上第一担当)
特別支援教育課長、特別支援教育課副主幹
特別支援教育課指導主事(指導担当)

4 議事内容

- (1) 県教育委員会あいさつ
- (2) 委員紹介
- (3) 教科用図書選定審議会について
- (4) 会長及び副会長選出
- (5) 会長及び副会長あいさつ
- (6) 議事

ア 諮問

- ① 小学校及び中学校(県立以外)、並びに義務教育学校用教科用図書について
- ② 県立中学校及び中等教育学校(前期課程)用教科用図書について
- ③ 小学校及び中学校、並びに義務教育学校の特別支援学級用教科用図書について
- ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
- ⑤ 採択の公正性、透明性について

イ 質疑

- (7) 今後の審議会開催計画
- (8) その他

5 要旨

- 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
- 委員の互選により、立元真委員が会長、多良委員が副会長として、選任された。
- 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
- 義務教育課主幹(義務教育・学力向上第一担当)が諮問事項1、2、5の答申作成の考え方について、特別支援教育課副主幹が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。

6 主な質疑内容

(1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）、並びに義務教育学校用教科用図書について>

Q： 「採択の基準」、「調査研究の観点」につきまして、中学校用教科用図書の採択に当たり、どのような意図で、この基準、観点になったのか説明をお願いします。

A： 採択の基準につきましては、前回中学校の採択替えが行われたときの基準等を参考に、学習指導要領において重要視されている、子どもたちが「どのように学ぶか」そして「何ができるようになるか」という視点を考慮し、基準、観点を作成いたしました。

Q： 教科用図書研究に当たり、教科用図書に記載されている二次元コードの取扱いについてはどのように考えればよいかの説明をお願いします。

A： 教科用図書研究におきましては、昨年小学校用教科用図書採択と同様に、紙面による研究をしていただくように考えております。採択地区協議会での二次元コードの取扱いにつきましては、各採択地区協議会で決めていただくようにいたします。

<特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について>

Q： 採択の方式について、「視覚障がい者への教育を主として行う特別支援学校においては、児童生徒の障がいの状態及び特性等に応じて、採択地区内にある採択地区協議会において選定された教科用図書以外の教科用図書を採択できる」とありますが、特別支援学級についても同様と考えてよろしいでしょうか。

A： 特別支援学級につきましても同様に給付の対象となります。なお、小・中学校の特別支援学級の拡大教科書の給付の状況は5名程度と把握しております。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 「教科書採択の公正性・透明性の確保に万全を期すことが求められている」とありますが、具体的に補足説明をお願いします。

A： 本県におきましては、教科書採択の公正性・透明性の確保を徹底するため、専門調査員を依頼する全員を対象に、教科書発行者との関係がないことを問うチェックリストを活用し、公正確保に万全を期すよう努めているところです。

(2) その他

意見： 教科用図書研究についてですが、少ない人数で研究を進めていくこととなりますので、適切な指導・助言・援助をお願いしたいと思っております。

<事務局から>

第2回の審議会は、5月24日（金）に行う予定です。内容については、専門調査員による調査研究の報告をさせていただいた上で、事務局が作成した答申案について審議していただく予定です。